

■ 図表6-9② 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数(商品・役務別 10位まで) (2009～2012年度(※1、※2、※3))

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	4,809	フリーローン・サラ金	2,885	新聞	2,473
2	新聞	3,789	新聞	1,224	フリーローン・サラ金	1,854
3	商品一般	2,692	出会い系サイト	1,129	他の健康食品	1,626
4	出会い系サイト	2,315	携帯電話サービス	1,107	商品一般	1,580
5	他の健康食品	2,059	商品一般	996	健康食品(全般)	1,386
6	携帯電話サービス	1,847	アダルト情報サイト	796	出会い系サイト	1,169
7	健康食品(全般)	1,756	賃貸アパート	475	携帯電話サービス	709
8	アダルト情報サイト	990	他の健康食品	414	ファンド型投資商品	675
9	ファンド型投資商品	986	携帯電話	405	ふとん	635
10	賃貸アパート	981	普通・小型自動車	376	かに	634

※1 2014年1月末日までの登録分。

※2 「判断不十分者契約」「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

※3 2009年度より商品・役務等別分類が改定されたため、2008年度以前との時系列での比較はできません。

資料：独立行政法人 国民生活センター提供

(5) 障害者虐待防止対策の推進

障害者の尊厳の保持のため障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月から施行されている。(法律の概要については図表6-10)

厚生労働省においては、障害者虐待の防止に向けた取組として、地域生活支援事業において、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図るとともに、過去に虐待のあった障害のある人の家庭訪問、障害者虐待防止に関する研修、虐待事例の分析を行う都道府県や市町村を支援している。

さらに、障害のある人の虐待防止・権利擁護や強度行動障害のある人に対する支援のあり方に関して、各都道府県で指導的役割を担

う者を養成するための研修を実施している。

(6) 障害者団体や本人活動の支援

行政施策に障害当事者の意見が反映されるようにするため、「障害者政策委員会」等において障害当事者を委員とするとともに、知的障害のある人が障害者差別解消法の内容を理解しやすくするため、「障害者差別解消法ができました(わかりやすい版)」を作成し、内閣府ホームページ掲載しているところである。

また、「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業において、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う「自発的活動支援事業」を実施している。

■ 図表6-10

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要								
<p>目的 (平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)</p> <p>障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p>								
<p>定義</p> <p>1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。</p>								
<p>虐待防止施策</p> <p>1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>養護者による障害者虐待</th> <th>障害者福祉施設従事者等による障害者虐待</th> <th>使用者による障害者虐待</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> [市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 通報 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求) </td> <td> [設置者等の責務]当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 通報 報告 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表 </td> <td> [事業主の責務]当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 通報 報告 通知 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。</p>			養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待	[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 通報 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	[設置者等の責務]当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 通報 報告 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[事業主の責務]当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 通報 報告 通知 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表
養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待						
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 通報 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	[設置者等の責務]当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 通報 報告 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[事業主の責務]当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 通報 報告 通知 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表						
<p>その他</p> <p>1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害児には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。</p>								

資料：厚生労働省